



## N030 「特別支援教育」に関する用語あれこれ (その2)

### — 様々な資源を有効活用するために —

前回の29号では、頭に「特別支援」とつく用語の整理をしましたが、30号では、通常の学級に在籍している児童生徒の支援の場である「通級指導教室」と「特別支援教室（かがやきルーム）」について、もう少し詳しくお伝えします。

「通級指導教室」における「通級による指導」は、平成5年の制度化の際には学習障がい等のある児童生徒はその対象とされていませんでしたが、「学校教育法施行規則の一部改正」（H18年4月施行）等により、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒も通級による指導の対象となりました。



### 「特別支援教室」と「通級指導教室」の違いについて

	特別支援教室	通級指導教室
法的な位置付	無（現在検討中）	有（H5年に制度化） ⇒自校にない場合は他校への通級可
担当者	かがやきルーム指導員（非常勤嘱託員） ※将来的には教員が配置されるよう国・県に要望中。	通級指導教室担当者（教員）
愛称	かがやきルーム（本市の統一名称）	○言語障がい ⇒ことばの教室 ○自閉症・注意欠陥多動性障がい ⇒各学校ごとに決定
設置校	H20年度は、小学校31校。 ※「特別支援教育基本計画」に基づき、H27年度までに、すべての小中学校に設置する予定。	○言語障がい（ことばの教室） 昭和小、陽南小、桜小、雀宮中央小、陽東小、岡本北小 ○自閉症・注意欠陥多動性障がい 中央小、峰小、明保小、雀宮東小、晃宝小、一条中、豊郷中
指導時数	1週間に5時間以内。（時数は校内支援委員会で決定）	※1週間に1時間程度が最も多い。 ○言語障がい ⇒年間35～280単位時間 ○自閉症・注意欠陥多動性障がい ⇒年間10～280単位時間
利用	校内支援委員会で、対象者や指導内容、指導時数等について決定。	教育センターにおける相談（各種検査）が必要。 ⇒保護者からセンターへの相談申し込み ⇒通級が決まったら、「様式」1・2を提出（教育センターキャビネット→特別支援教育→通級指導教室）

※「特別支援教室」（かがやきルーム）と「通級指導教室」の支援の併用は可能。